

津幡町三世代ファミリー同居等 促進事業補助金のご案内

祖父母・親・子の三世代で暮らす世帯を応援します！

祖父母世代と親子世代が同じ家で暮らすことにより子育てしやすい環境を整備し、定住人口の増加に資することを目的に、三世代で同居等を行うための住宅の取得等に要する費用の一部を補助します。



○対象住宅

平成27年7月1日以降に工事・売買の契約を締結した住宅(工事・売買に要した費用が100万円以上)であって、以下に該当するもの。

- 1)「現に」三世代で同居する世帯が引き続き同居するため、
新築、購入、増改築、改修した住宅
- 2)「現に」三世代が同居する世帯が準同居を始めるため、親子世代、または祖父母世代が
新築又は購入した住宅
- 3)「新たに」三世代で同居を始めるため、
新築、購入、増改築、改修した住宅
- 4)「新たに」三世代で準同居を始めるため、親子世代又は祖父母世代が
新築又は購入した住宅

※住宅の所有者が三世代同居等を行う世帯員であることが必要となります。

○補助金の額

15万円 または 10万円

※チェックシートでご確認ください。

○補助金の申込

補助金の申込は総務部企画課で行っています。
申込手続や必要書類、適用のご確認などは下記のお問い合わせ先までお願いします。

令和7年中に
三世代同居等を開始
された方の申込期限は
令和8年1月15日
です。

お問合せ先

津幡町総務部企画課

TEL (076) 288-2158

FAX (076) 288-6358

メール kikaku@town.tsubata.lg.jp